

第2部

平成19年度において
ものづくり基盤技術の
振興に関して講じた施策



ものづくり基盤技術の研究開発に関する事項

第1節

ものづくり基盤技術に関する研究開発の推進等

1

ものづくり基盤技術に関する研究開発の実施及びその普及

(1) 経済成長戦略大綱の改定

「日本型経済成長モデル」を実現するため、人口減少が本格化する2015年までの10年間に取り組むべき施策について、2006年7月に政府・与党で取りまとめた「経済成長戦略大綱」を2007年6月に改定し、成長に寄与する施策の強化・具体化を行った。

「経済成長戦略大綱（2007年6月19日改定）」においては、2005年5月に策定された「新産業創造戦略」で位置付けられた燃料電池、ロボット、情報家電等の戦略分野の育成（2010年の市場規模約300兆円が目標）に加え、新たに極限状態における高信頼性が求められる次世代環境航空機、次世代軽水炉・高速増殖炉サイクルなど、我が国の製造業の更なる発展に必要な部品・材料産業の高度化にも大きく貢献する新産業群の実現に向けた環境整備や研究開発を積極的に推進することとされた。

(2) 研究開発促進税制等の推進

① 研究開発促進税制

（減税規模 5,780億円（2007年度））

企業が行う研究開発投資に対して、試験研究費の総額に係る税額控除制度〔総額の8～10%〕^{※①}、及び試験研究費の増加額^{※②}に係る税額控除制度〔増加額の5%〕を引き続き講じた。なお、税額控除の上限は法人税額の20%とされている。

（※）①産学官連携等の特別試験研究費は12%—試験研究費の総額に係る税額控除割合

②比較対象となる試験研究費は、直近の3事業年度の平均で、直近2事業年度よりも当年の試験研究費が多いことが適用の条件。2008年3月31日までの間に開始する事業年度に適用される時限措置。

② 中小企業技術基盤強化税制

（減税規模 280億円（2007年度））

中小企業者等が試験研究を実施している場合、その試験研究費総額の12%を税額から控除する措置に加え、2007年度までの時限措置として試験研究費の増加額（直近の3事業年度の平均を超えた額）に対して追加的に5%に相当

する額を税額から控除する措置を引き続き講じた。

③ 中小企業投資促進税制

（減税規模 2,300億円（2007年度））

中小企業者等が、一定の取得価額以上の対象設備を取得した場合等に、7%の税額控除又は30%の特別償却の選択適用（税額控除については資本金3,000万円以下の中小企業者が対象）を認める制度を引き続き講じた。

【対象設備の内容】

機械・装置、電子計算機及びデジタル複合機、一定のソフトウェア、貨物自動車等

④ 情報基盤強化税制

（減税規模 1,070億円（2007年度））

2006年度の税制改正において、特に、高度な情報セキュリティが確保された情報システムの導入により、企業の部門間、企業間の情報共有・活用を促進し、生産性の一層の向上を図る観点から、情報基盤強化税制を創設した。本税制は、産業競争力の向上に資する設備等で情報基盤の強化を促すもの（対象設備は下記のとおり）の取得等をした場合に、基準取得価額の10%の税額控除又は基準取得価額の50%の特別償却の選択適用を認めるものである。

【対象設備の内容】

- ①サーバー用のOS※及び当該OSがインストールされたサーバー用の電子計算機
 - ②データベース管理ソフトウェア※及び当該データベース管理ソフトウェアの機能を利用するアプリケーションソフトウェア
 - ③ファイアウォールソフトウェア及びファイアウォール装置※（①または②と同時に設置されるものに限る）
- ※ISO/IEC 15408に基づいて評価・認証されたもの。

(3) 特定研究分野における技術開発支援

① 技術戦略マップの策定

2005年3月に20分野からなる「技術戦略マップ」を策定しその後、毎年、分野拡充や各分野の見直し（ローリング）を行い、2007年4月には25分野で「技術戦略マップ2007」を策定した。

産学官の効果的・効率的な研究開発の推進のため、広

報・普及活動を行うとともに2007年7月11日に開催した産業構造審議会産業技術分科会第20回研究開発小委員会において、『「技術戦略マップ2008」ローリング基本方針』を示し、本年度のローリングを行った。

②研究開発プログラムの着実な推進 (2,129億円)

「科学技術創造立国」の実現に向け、ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料のいわゆる重点推進4分野を中心に、研究開発と成果の導入普及支援等を一体的に推進する「研究開発プログラム」を引き続き推進し、科学技術の振興によるイノベーションの創出を促進した。

③人間特性基盤整備事業 (6,600万円)

人間の特性を踏まえた製品等の開発・設計に資するため、数千人規模での人体寸法計測(身長、肩幅、手の長さ等の全身寸法)を実施した。

④産業技術研究開発 (中小企業支援型) (7億9,800万円)

先端的な研究開発活動を行う中小・ベンチャー企業に対して、高度で豊富な研究資源(技術シーズ、人材、施設・設備等)を有する独立行政法人産業技術総合研究所が計測機器等の共同研究開発の実施等の支援を行った。

⑤先端的ITによる技術情報統合化システムの構築に関する研究開発 (独立行政法人理化学研究所の運営費交付金の内数)

ものづくりの現場で問題となっている作り直しを防ぎ、一気に完成品を目指すシステムを開発する。これまで、既存のソフトウェア(CAD)では表現できなかった複雑な内部構造などの「ものの実態」を表現できる「VCAD(ブイキャド)データ形式」を開発し、ものづくりの一連の流れである、設計から解析、加工、計測を同一システム内で扱うことに成功した。これにより、工業製品等の人工物に加え、人体などの自然物を同じデータ形式で扱うことが可能となった。2007年度においては、企業や大学と連携して、主として自動車や精密機器などの分野を対象に複雑な構造をもつ材料や製品を取り上げ、それらを扱うシステムの開発を実施し、開発したソフトウェアのうち基本となるもの12本をインターネット上で無償公開した。また主にメーカーから成るNPO法人VCADシステム研究会を通じて、メーカーのニーズを取り込みつつ、本システムの拡充発展を図り、企業と連携して商品化を図るなど、一層の普及促進を目指した。

⑥先端計測分析技術・機器開発プロジェクト(104億円) (独立行政法人科学技術振興機構運営費交付金中の推計額を含む)

科学技術を先導していく上で計測分析技術・機器の整備は極めて重要であるが、我が国は、最先端の研究開発用機器・分析技術の研究基盤の多くを海外に依存している。そこで、世界最先端の研究現場のみならず、ものづくり現場におけるニーズに応えられる世界初のオンリーワン/ナンバーワンの計測分析技術・機器の開発を推進した。

⑦スーパー・アナライザー開発テクノロジー研究(独立行政法人理化学研究所の運営費交付金の内数)

我が国独自の先端研究機器を創出するための新規要素技術と、それを応用したプロトタイプ機器の研究開発を推進し、細胞を操作するマイクロマニピュレータ開発の基礎となる1ミクロン径のマイクロツールの加工技術を構築した。

⑧新世紀耐熱材料プロジェクト(独立行政法人物質・材料研究機構の運営費交付金の内数)

発電用ガスタービン、ジェットエンジンなどの高効率化に必要な超耐熱合金の研究開発を行い、Ni基単結晶超合金などを用いて、タービン部材の精密鋳造成型が可能であることを示した。

⑨生体材料推進事業(独立行政法人物質・材料研究機構の運営費交付金の内数)

生体材料センターにおいて、多孔体人工骨の開発と企業への技術移管、大型関節軟骨組織の再生、膝及び肝スフェロイドの大量作製技術の創出、再生人工臓器の血管化技術の開発などを行った。

⑩先端研究施設共用イノベーション創出事業(ナノテクノロジー・ネットワーク)(18億円)

大学や独立行政法人のナノテクノロジー研究拠点の最先端の研究インフラを共用化することで、イノベーションの創出を目指すとともに、ナノテクノロジーと他の研究分野との融合研究を推進した。

⑪知識融合支援(インテレクチャル・カフェ)事業 (5,200万円)

異分野間の技術の融合、知識の融合により新たな価値の創造(イノベーション)につながる自主的な活動が促進されるように、2007年11月に経済協力開発機構(OECD)と共催で「第一回インテレクチャル・カフェ国際シンポジウム」を東京にて開催した。本シンポジウムには、国内外の先進的知識融合の取組を実践している企業、大学、学会、地域等から多数が参加し、知識を融合させる仕組み、

制度等について活発な議論が行われた。

さらに、地域イノベーション創出の観点から、2008年2月・3月に東北地方においてカフェ地域セミナーを実施し、知の融合の重要性について幅広く喚起した。

(4) 国家基幹技術の開発・利用によるものづくり基盤の強化

① X線自由電子レーザーの開発・利用（75億円）

現在の10億倍を上回る高輝度のX線レーザーを発振し、原子レベルの超微細構造、化学反応の超高速動態・変化などを瞬時に計測・分析することを可能とする、世界最高性能の研究基盤施設であるX線自由電子レーザー装置について、2010年度の完成と2011年度からの共用開始を目指して整備を進めている。これにより、ライフサイエンス分野やナノテクノロジー・材料分野など、様々な科学技術分野に新たな研究領域を開拓し、欧米に先んじる成果の創出を目指している。

② 「次世代スーパーコンピュータ」プロジェクト（77億円）

次世代スーパーコンピュータによる大規模なシミュレーションを行うことにより、我が国が科学技術・学術研究、産業、医・薬など広汎な分野で世界をリードし続けるため、2006年度から「次世代スーパーコンピュータの開発利用」プロジェクトを開始している。2007年度は、システムについては、9月に理化学研究所が総合科学技術会議等の評価を踏まえシステム構成を正式決定し、システムの詳細設計を開始した。次世代スーパーコンピュータを最大限活用するためのソフトウェアについては、昨年度に引き続き研究開発を行った。施設については、建屋の設計を実施し、計算機棟については2008年3月に建設を開始した。また、次世代スーパーコンピュータの開発にあたっては、本プロジェクトへの産業界のニーズの反映及び研究成果の普及・産業応用を図っていくこととしている。

(5) 提案公募型の技術開発支援

① 中小企業技術革新（SBIR）制度

中小企業新事業活動促進法に基づき、関係省庁が連携し、新産業の創出につながる新技術開発のための補助金・委託費等について特定補助金等として指定し、中小企業者等に対する特定補助金等の交付に関する支出の目標等を作成し、中小企業者等への支出の機会の増大を図った（2007年度の目標額は約390億円）。さらに、その技術開発の成果を事業化につなげるために、特許料等の減免、特別の貸付制度、信用保証の特例等の措置により支援を行った。

② 戦略的基盤技術高度化支援事業

（93億6,100万円）

我が国経済を牽引していく産業分野の競争力を支える基盤技術（鑄造、鍛造、めっき、プレス加工、金型等）の高度化等に向けて、中小企業が行う革新的かつハイリスクな研究開発や、生産プロセスイノベーション等を実現する研究開発を支援した。

③ 中小企業・ベンチャー挑戦支援事業

（10億6,900万円）

実用化開発、知的財産取得、販路開拓等に対する資金面での助成とともに、ビジネスプランの具体化・実用化に向けたコンサルティング等を一体的に実施することにより、事業性・新規性の高い技術シーズ、ビジネスアイデアを持つ中小・ベンチャー企業等の事業化を技術面と経営面から強力に支援した。

④ 地域新規産業創造技術開発費補助事業

（33億5,000万円）

地域において新産業・新事業の創出を図るため、中堅・中小企業による新分野進出やベンチャー企業による新規創業といった、リスクの高い実用化技術開発を支援した。

⑤ 地域新生コンソーシアム研究開発事業

（99億1,800万円）

地域において新産業・新事業の創出を図るため、大学等の技術シーズや知見を活用した産学官の強固な共同研究体制（地域新生コンソーシアム）の下で、実用化に向けた高度な研究開発を実施した。

⑥ 地域資源活用型研究開発事業（19億5,600万円）

地域での新事業創出のため、地域資源（産地の技術・技法、一次産品及びその副産物等）を活用した新商品開発等を目指した、企業と大学等との連携による実用化研究開発を実施した。

⑦ イノベーション実用化助成事業（7億200万円及び新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費交付金の内数）

民間企業、大学等の有する有用な技術シーズの実用化に向けた開発への取組を支援するため、科学技術基本計画における重点4分野等の戦略的技術領域・課題に係る研究開発テーマであって、補助期間終了後3年程度で事業化できるものを対象として公募し、既採択テーマと併せて事業を実施した。また、単なる技術開発支援でなく、技術を新たな価値創造に結び付ける経営意識の改革を促すことを目指して試行的に実施していた採択審査の際に知的資産経営に関する自己評価をさせる仕組みを全面的に実施した。な

お、2007年度は分立していた民間企業向けの産業技術実用化開発補助事業と大学等向けの大学発事業創出実用化研究開発事業を統合してイノベーション実用化助成事業として実施した。

⑧産業技術研究助成事業（新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費交付金の内数）

産業競争力を強化する観点から、将来産業化につながる技術シーズの発掘を行うとともに、若手研究者を次世代の産業技術研究リーダーへと育成することを目的とした。産業界から大学等で取り組むことを期待されている技術領域・課題を提示した上で、大学等の若手研究者又は若手研究者チームから研究開発テーマを提案させ、創造性と市場性に優れたテーマを採択して助成金の交付を行った。

2 技術に関する研修及び相談・助言等

(1) 中小企業・ベンチャー総合支援センターにおける窓口相談・専門家派遣、人材・情報提供事業（12億9,800万円）

全国9カ所の中小企業・ベンチャー総合支援センターに配置されている、中小企業支援の高度な専門性と知見を有する専門家が、創業予定者や創業間もない企業、株式公開を目指しているベンチャー企業、経営革新、第2創業、新事業開拓を目指している中小企業、その他経営課題の解決を目指している中小企業など、あらゆる企業の成長発展段階に応じ、相談事業、専門家派遣事業等を通じハンズオン支援を行った。

3 知的財産権の取得・活用に関する支援

(1) 模倣品・海賊版対策について

①政府模倣品・海賊版対策総合窓口の設置と体制の強化

2004年8月に省庁横断的な一元的相談窓口を経済産業省に設置し、企業等からの模倣品・海賊版に関する相談を2007年末までに804件受け付け、関係省庁と連携して回答するとともに、必要に応じて外国政府等への働きかけなどを実施した。

また、窓口の機能の一つとして、外国政府の制度・運用等の対応に問題があることにより、知的財産権に関し利益が適切に保護されていない事案がある場合、本窓口に対する申立に基づき日本政府が調査を行い、必要があれば、二国間協議等を実施する「知的財産権の海外における侵害状況調査制度」の運用をしており、この制度に基づき、2005年4月に（社）電子情報技術産業協会（JEITA）から申立のあった香港における商号登記問題については、2007年7月、我が国政府と香港政府における第4回目の二国間協議を実施した。

②知的財産保護官民合同訪中代表団（官民合同ミッション）等の派遣

2007年9月に、産業界との連携の下、第5回知的財産保護官民合同訪中代表団（官民合同ミッション）を中国（北京市）に派遣し、中国政府の知的財産保護担当部局と知的財産保護強化等に関する意見交換を実施した。また、2008年2月には、知的財産保護官民合同訪印代表団をデリー及びムンバイに派遣し、知的財産保護に関係するインド政府機関に対して、法制度・運用上の改善を要請するとともに、協力のあり方についても協議した。

③中小企業知的財産啓発普及事業（知財駆け込み寺）（1億円）及び出願適正化等指導事業（知財駆け込み寺連携事業）（3億円）

知的財産の創造・保護・活用の面で課題を抱える中小企業が知的財産関係の情報を得られるように公的機関等に取り次ぐゲートウェイ機能として、全国の商工会・商工会議所に設置された「知財駆け込み寺」の機能強化を目的に、経営指導員向けの「相談対処マニュアル」の作成及び「セミナー」の開催並びに知的財産の啓発普及等のための「ポスター」、「リーフレット」の作成等、商工会・商工会議所への各種支援を行った。

また、知財駆け込み寺連携事業として産業財産権指導員が経営指導員等に対して産業財産権制度全般に関する制度紹介、助言等を行うとともに、知財駆け込み寺における相談者に対する個別相談会の開催及び経営指導員等向けの知的財産関連Q & A集を作成、配布することを通して知財駆け込み寺の機能強化の支援を行った。

(2) 知的資産経営の推進

2007年9月、企業の保有する知的資産の積極的な活用を行っているドイツと日独知的資産経営サミット2007を開催し、両国間で知的資産経営の推進に向けた意見交換を行った。2007年11月、官民一体となって知的資産経営の取組を推進すべく、知的資産経営WEEK2007を開催した。2007年12月には、知的財産の流通・資金調達に関する国内外の事例分析を行い、「知的財産の流通・資金調達事例調査報告～目に見えない経営資源の活用～」として取りまとめ、公表した。

(3) 営業秘密管理・技術流出防止の徹底

2007年1月から施行された改正不正競争防止法（営業秘密侵害罪の罰則強化等）の内容を周知すべく、全国15ヶ所において説明会を開催した。また、中小企業総合展への出展、営業秘密管理パンフレットの経済産業省ホームページへの掲載・配布等を通じ、適正な営業秘密管理方法の普及・啓発を図った。また、「技術情報等の適正な管理の在り方に関する研究会」において、産業競争力の維

持・強化及び安全保障上の観点から、技術情報等の適正な管理のための諸方策を総合的に検討した。

(4) 産業財産権情報の活用・出願手続等に関する支援

①特許電子図書館（IPDL）（独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費交付金142億3,200万円の内数）

産業財産権情報を活用した効率的な先行技術調査、技術開発等を促進するため、国内外で発行された約6,500万件（2008年3月末現在）の特許・実用新案・意匠・商標に関する公報類、審査・登録・審判に関する経過の関連情報を特許電子図書館としてインターネットを通じて無料で提供した。

②特許情報活用支援アドバイザーの派遣（独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費交付金142億3,200万円の内数）

特許情報の活用を促すため、地方自治体に特許情報活用支援アドバイザーを54名（2008年3月末現在）派遣した。

③出願アドバイザーの配置（中小企業産業財産権出願等支援事業関連委託費8億7,000万円の内数）

出願手続き、出願共同利用端末の使い方、電子出願制度についての相談に応じる出願アドバイザーを47名（各都道府県）配置している。

④特許出願技術動向調査（7億1,800万円）

第3期科学技術基本計画において定められた、ものづくり技術（製造技術）を含む8分野から調査テーマを選定し、特許出願動向を調査すると共に、研究開発動向、市場動向についても調査を行い、これらを総合的に分析して当該テーマにおける技術課題と今後の技術開発の方向性について提言する特許出願技術動向調査を実施した。2007年度は12テーマの調査を行い、調査結果については、特許庁ホームページへの掲載及び学会発表等により周知した。

(5) 権利化に対する支援

①中小企業等の先行技術調査に対する支援（6億1,100万円）

中小企業等の審査請求前の特許出願について、依頼に応じて特許庁から委託を受けた民間調査事業者が無料で先行技術調査を行い、中小企業に対し、審査請求や外国出願の判断材料を提供した。2007年の利用件数は5084件。

②円滑な権利化に対する支援

中小・ベンチャー企業の円滑な特許権取得を促進するため、特許法に基づき、資力に乏しい中小・ベンチャー企業に対して1～3年分の特許料を猶予し、審査請求料の半額

を軽減した。また、産業技術力強化法等に基づき、研究開発型中小・ベンチャー企業を対象として、1～3年分の特許料と審査請求料の半額を軽減した。2007年の利用件数は4214件。

③早期権利化に対する支援

基礎的研究成果の早期活用、独創的研究開発を行う出願人の支援などを目的として、特許出願に対する早期審査を行った。2007年の利用件数は8549件。

(6) 知的財産の戦略的な活用に対する支援

①地域中小企業知的財産戦略支援事業（1億3,000万円）

中小企業に対して知的財産専門家を一定期間派遣し、その知的財産戦略策定等を支援した。本事業は、岩手県、福島県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、北九州市の都道府県等中小企業支援センターにおいて実施した。

(7) 特許流通・技術移転の円滑化

①特許流通アドバイザー派遣事業（独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費交付金142億3,200万円の内数）

特許活用に基づく技術移転を促進するため、地方自治体やTLO等に特許流通の専門家である特許流通アドバイザーを106名（2008年3月末現在）派遣した。また、地方自治体が確保する技術移転に関わる人材（特許流通アシスタントアドバイザー57名）に対し、特許流通アドバイザーのOJT等による育成支援を行った。

②特許流通データベース整備事業（独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費交付金142億3,200万円の内数）

開放意思のある特許情報（ライセンス情報）約5万件（2008年3月末現在）を集積したデータベースを構築し、インターネットを通じて提供した。また、事業化の可能性が高い案件に製品化イメージ・事業化のアイデアを付加した開放特許活用例集を作成した。

第2節

ものづくり事業者と大学等の連携

1 大学等の能力を活用した研究開発の促進

(1) 地域新生コンソーシアム研究開発事業（再掲第2部第1章第1節1. (5) ⑤参照）

(2) 新産業育成ビジネス・インキュベータの整備（9億7,800万円）

大学等の技術シーズを活用して起業・新事業展開を行おうとしている者に対し、不足するリソース（貸事業場、経営・販路開拓等のソフト支援サービス等）を提供しその成長を促進させる、新産業育成ビジネス・インキュベータの整備を行う独立行政法人中小企業基盤整備機構に対し事業費の補助を行った。

(3) 産学共同シーズイノベーション化事業（18億円）（独立行政法人科学技術振興機構運営費交付金中の推計額）

大学等の基礎研究に潜在するシーズ候補を産業界の視点で見出し、産学共同によるシーズの顕在化を目的としたフィージビリティスタディや、官民の共同負担による最終的な製品開発までを視野に入れた共同研究の推進を支援した。

(4) 独自のシーズ展開事業（90億円）（独立行政法人科学技術振興機構運営費交付金中の推計額）

大学・公的研究機関などの独自の研究成果（シーズ）について、研究成果の実用化に向けて展開を図るため、課題の技術フェーズに応じたプログラムにて研究開発課題を競争的環境下で採択・実施し、研究成果の社会還元を促進することにより、社会経済や科学技術の発展、国民生活の向上に寄与した。

(5) 産学官連携活動高度化促進事業（9億円）

大学などから産業界、地域社会に対し知識の移転、研究成果の社会還元を果たすため、研究企画管理、契約、渉外等大学などでは不足している分野での実務経験をもった人材（産学官連携コーディネーター）を大学等に配置した。

2 大学等の研究成果の利用の促進

(1) 大学等技術移転促進事業（5億8,000万円）

大学から民間事業者への円滑な技術移転事業の実施を図るため、1998年に施行された「大学等における研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」に基づき、実施計画が承認されたTLO（承認TLO）に対して、承認か

ら5年間に限り技術移転事業に必要な資金の一部を補助している。さらに、技術移転実績が特に優れたTLOをスーパーTLOとして位置付け、我が国に不足している技術移転人材の育成を集中的に行わせること等を通じ技術移転体制の抜本強化を図るために必要な費用の一部を補助した。

(2) イノベーション実用化助成事業のうち、大学発事業創出実用化研究開発事業（7億200万円及び新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費交付金の内数）

大学等の研究成果を活用して、産学が連携して実施する実用化を目指した研究開発事業を対象に、民間企業による事業化を前提とした事業化計画が具体的であること等を要件として、技術移転機関や民間企業に、研究開発等に必要資金の一部を補助した。

(3) 大学知的財産本部整備事業（30億円）

大学等における知的財産の組織的な創出・管理・活用のための体制整備を実施した。2007年度は、大学知的財産本部を核とした「国際的な産学官連携の推進体制」を整備し、基本特許の国際的な権利取得及び海外企業からの受託研究・共同研究の拡大等を行い、大学等における国内外を通じた戦略的・組織的な産学官連携の取組の強化を図った。

(4) 技術移転支援センター事業（26億円）（独立行政法人科学技術振興機構運営費交付金中の推計額）

大学などの研究成果の海外特許出願関連支援、目利き人材の育成、総合的な技術移転相談窓口機能、大学見本市の開催、特許、技術や市場性規模などの評価分析、開発あっせん・実施許諾などを実施し、大学などの知財活動の活性化が図られるよう積極的に支援し、研究成果の技術移転の促進を図った。

3 産学連携製造中核人材育成事業（26億3,000万円）

製造現場のベテラン人材の高齢化や技術の高度化・短サイクル化に対応して、製造業の競争力を支える現場の技術を維持・確保するため、産学連携の下、知識・スキルの体系化、製造現場を活用した教育効果の高い教育プログラムの実施等、産業界（地域産業、中小企業等）の視点に立った実践的な人材育成プログラムの開発を支援した。

4 産学人材育成パートナーシップ

我が国の人材育成における産学連携の好循環を創出すべ

く、大学界と産業界が人材育成に関する対話と行動を行う場として、文部科学省と経済産業省の連携の下、2007年度から「産学人材育成パートナーシップ」を創設した。

5 社会人基礎力の養成・評価手法の開発 (9,700万円)

職場や地域社会の中で多様な人々とともに仕事を行っていく上で必要な基礎的な能力を「社会人基礎力」として定義し、企業・大学・若者をつなぐ共通言語として普及・活用を図っている。2007年度は7つのモデル大学において、産学連携によりPBL（Project Based Learning：課題解決型授業）や実践型インターンシップ等の実践教育に取り組み、学生の社会人基礎力の育成・評価を実施するとともに、その手法の開発等を行った。

6 アジア人財資金構想 (30億5,000万円)

アジア等からの優秀な留学生の我が国における国内就職の機会拡大を図り、アジア規模での人材育成に貢献するため、2007年度から「アジア人財資金構想」事業を開始した。日本企業に就職を希望する留学生への、専門教育からビジネス日本語教育、インターンシップ、就職支援等までを一貫して支援する、産学連携人材育成プログラムの開発・実施支援を行い、2007年秋から、約500人の留学生がプログラムに参加している。

7 若者と中小企業とのネットワーク事業の実施 (17億9,626万円)

中小企業の魅力を若者に対して効果的に発信したり、インターンシップなど若者の現場体験を拡大するなど、若者と中小企業との相互理解を促進する取組を推進し、地域の就職ネットワークの構築を図るため、ジョブカフェや商工会議所などから提案を受け、優れた取組をモデル事業として支援した。

8 産業クラスター計画関連の支援 (12億円)

産業クラスター計画は、地域の中堅中小企業が大学、公的研究機関等とのネットワークを形成し、新事業が次々と生み出されるようイノベーションの苗床を整備しており、中堅・中小企業等に対してクラスターマネージャーによる技術、販路拡大等の支援や商談会、見本市の開催並びに研究会等による技術の情報共有・発信等を実施した。

現在、全国で18プロジェクトを展開し、世界市場を目指す約10,700社の中堅・中小企業、約290の大学（高専を含む）が、広域的なネットワークを形成し、全国の公設試験研究機関、金融機関、商社等の約2,450の機関、企業が産業クラスターを支援している。

ものづくり労働者の確保等に関する事項

第1節

失業の予防その他雇用の安定

1

雇用創出に対する支援

(1) 中小企業労働力確保法に基づく支援 (64億9,000万円)

製造業を含む様々な業種において創業・異業種進出を行う中小企業が労働者を雇い入れた場合の賃金や、雇用管理の改善の取組を行った場合の経費について、助成等を行うことにより、雇用機会の創出の担い手である中小企業による人材の確保、魅力ある職場づくりを支援した。

(2) 新規・成長分野企業等に対する総合的な支援の実施 (5億9,900万円)

今後成長・発展が期待され、雇用機会の創出が見込まれる新規・成長分野における新たな雇用機会の創出とそれらの分野への円滑な労働移動を図るため、製造業を含む様々な業種におけるベンチャー企業等の活力ある中小企業を含めた新規・成長分野の企業等に対し、各種セミナーや情報提供イベントの開催等を通じたきめ細かな情報提供・雇用管理相談の実施などの総合的な支援を行った。

2

円滑な労働移動支援の推進

(1) 労働移動支援助成金による支援 (6億500万円)

労働者の雇用の安定を図るために、離職を余儀なくされる労働者に対して事業主が在職中からの求職活動や労働移動前の職場体験講習等を支援することにより、円滑な労働移動の実現に積極的に取り組むことが重要である。このため、2001年10月から、雇用対策法に基づく再就職援助計画の認定を受けた事業主が離職を余儀なくされる労働者に対して労働移動支援措置を講じた場合に、労働移動支援助成金の支給を行った。

3

景気循環に対応した雇用の維持・安定対策

(1) 雇用調整助成金による雇用の維持・安定 (23億2,100万円)

景気の変動、産業構造の変化、その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合における失業防止

その他雇用の安定を図るため、休業等又は出向を行うことにより労働者の雇用維持を図る事業主に対して雇用調整助成金の支給を行った。

4

労働力需給調整機能の強化

(1) 官民連携した雇用関係情報の積極的な提供等 (11億2,900万円)

公共職業安定所、経済団体、民間求人情報提供事業者等が保有する求人情報をパソコン、携帯電話端末等からインターネットを利用して一覧、検索できる「しごと情報ネット」事業を実施した。また、ハローワークインターネットサービスにおいて、求人者の意向を踏まえ求人企業名等を含む求人情報の提供を実施した。

(2) 製造業の請負事業の適正化及び雇用管理改善の推進 (2,400万円)

製造業の請負事業の適正化及び雇用管理の改善に取り組む請負事業主及び発注者が講ずべき措置に関するガイドライン及びそのチェックシートを2007年6月に策定・公表した。また、請負事業主団体、製造業界団体（発注者）及び学識経験者からなる製造業請負事業改善推進協議会を2007年9月に発足させ、その下で、セミナーの開催によるガイドライン及びチェックシートの周知啓発、ガイドライン及びそのチェックシートを活用して雇用管理の改善や適正化の促進に取り組むモデル事業所の選定及び支援を行った。

(3) 派遣労働者等に係る能力開発・キャリア形成の仕組みの整備 (3,400万円)

能力開発機会において正社員との格差が見られる派遣労働者・請負労働者について、主要な業務分野ごとに能力開発、能力評価のための望ましいモデルやキャリア形成支援計画を開発し、その普及啓発を図ることとし、2007年度は事務系派遣業者に係る能力開発、キャリア形成の実態・課題の把握分析を行った。

5

若年者の就業支援の推進

(1) 若年者トライアル雇用による常用雇用の促進 (58億1,500万円)

事業者が、フリーター等の若者を一定期間試行雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進することなどを通じて、試行雇用後の常用雇用への移行を促進した。

(2) 日本版デュアルシステムの導入 (73億8,700万円)

若年者を対象として企業における実習訓練とこれに密接に関連した教育訓練機関における座学を組み合わせて実施することにより一人前の職業人を養成する日本版デュアルシステムについて、民間教育訓練機関等の取組を促進した。

(3) 「実践型人材養成システム」の普及促進 (3億7,300万円)

中小企業及び新規高卒者等に対し、「実践型人材養成システム」(実習併用職業訓練)を普及・定着させるため、地域の事業主団体による先導的なモデル事業を実施し、その成果を全国に普及させるとともに、同システムに取り組む認定職業訓練施設や事業主等に対する支援措置を創設した。

6

若年者に対する職業意識の啓発等

(1) 大学等と連携した職業意識啓発事業の実施 (7,500万円)

学生等が早い段階から適職選択のための自己理解の取組を進めることが必要であるため、学生職業センター等において、大学等と連携しつつ、学生等に対する各種セミナーや適職相談及び短期の就業体験実習講座等を実施した。

(2) 高校等における職業意識形成支援事業の実施 (2億5,700万円)

生徒に対して早い段階から適職選択のための自己理解の取組を進めるため、学校等と連携しつつ製造業を含む様々な業種に関するジュニアインターンシップや、キャリア探索プログラム等を実施した。

(3) インターンシップ受入企業の開拓 (4億7,000万円)

製造業を含む様々な業種におけるインターンシップ受入企業の開拓、大学等への受入企業情報の提供、学生・大学と企業が相互に情報交換を行える面談会の開催等を実施した。

(4) 若者自立塾創出推進事業の実施 (5億9,600万円)

相当期間、教育訓練も受けず、就労することもできない若年者に対し、合宿形式による集団生活の中で、生活訓練、労働体験等を通じて、職業人、社会人として必要な基本的能力の獲得、勤労観の醸成を図り、働く自信と意欲を付与する若者自立塾創出推進事業を2005年度に創設し、2007年度においては全国30団体において実施した。

(5) 地域若者サポートステーションの機能強化 (9億6,300万円)

ニート等の若者の職業的自立を支援するため、地方自治体との協働により若者自立支援ネットワークを構築し、各人の状況に対応した個別的、継続的な職業意識の啓発や、社会適応支援を含む包括的な支援を行う地域若者サポートステーション事業を2006年度に創設し、2007年度においては全国50箇所にそのネットワークの拠点となる地域若者サポートステーションを設置した。

7

いくつになっても働ける社会の実現

(1) 65歳までの雇用機会の確保及び「70歳まで働ける企業」の普及促進(338億円)

65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置を事業主に義務付けた高年齢者雇用安定法に基づき、当該措置を実施する事業主に対して、公共職業安定所等による助言・指導を実施した。また、2007年度から、意欲と能力のある限り年齢にかかわらず働き続けることができる社会の実現を目指し、「70歳まで働ける企業」推進プロジェクトの実施、「70歳まで働ける企業」に向けた定年引上げ等の取組の促進により、「70歳まで働ける企業」の普及・促進を図った。

(2) 団塊の世代をはじめとする定年退職者等の再就職支援の実施(79億円)

定年、解雇等によって離職を余儀なくされる中高年齢者に対し、個人個人の求職活動支援書を作成・交付する等の事業主による中高年齢者の再就職支援を促進した。

また、世帯主など特に再就職の緊急性が高い中高年齢求職者について、試行雇用を通じて常用雇用への移行を図ることにより、早期再就職の促進を図った。その他、65歳を超えても働くことができるよう、高年齢者の多様なニーズに応じた求人開拓や面接会等を行うとともに、新たにセミナーや職場見学会等を実施した。

(3) 高齢者の多様な就業・社会参加の促進 (154億円)

高齢者が生きがいを持って地域社会で生活するため、

定年退職後等において、臨時的かつ短期的な就労又は軽易な業務に係る就労を希望する高齢者に対し、高齢者の意欲や能力に応じた就労機会、社会参加の場を総合的に提

供するシルバー人材センター事業を推進するとともに、中高年齢者が共同して起業することにより、自らが継続的な雇用・就業機会を創出する場合に助成金を支給した。

第2節 職業能力の開発及び向上

1 公共職業訓練の推進

(1) 離転職者に対する職業訓練

厳しい雇用情勢が続く中で、ものづくり労働者を含め離職を余儀なくされた者の円滑な再就職の促進を図るため、公共職業能力開発施設のほか、専修学校、大学、NPO、求人企業等あらゆる民間教育訓練機関を委託先として活用して職業訓練を実施している。

また、公共職業能力開発施設等として、職業能力開発校（2007年9月現在（以下同じ）178校）、職業能力開発短期大学校（9校）、職業能力開発大学校（9校）、職業能力開発総合大学校（1校）、職業能力開発促進センター（62か所）及び障害者職業能力開発校（19校）を設置している。

(2) 在職労働者に対する職業訓練

ものづくり産業に従事する労働者等が技術革新の進展等に適切に対応できるようにするため、公共職業能力開発施設において、職業能力を開発向上させるための職業訓練を2日から1週間程度の期間で実施している。

(3) 起業・新分野展開に対する支援

新規・成長分野等における良好な雇用機会の創出を目的に、起業・新分野展開に対する人材養成・能力開発面での積極的な支援を図るため、2002年1月に東京及び大阪に「起業・新分野展開支援センター」を開設しているほか、新たに2006年6月、8月にそれぞれ九州、北海道に「起業・新分野展開支援スポット」を開設し、起業を目指す労働者や新分野等への事業展開を図る事業主等を対象として、起業に係る相談援助・情報提供や人材育成のための訓練を実施している。

2 事業主が行う職業能力開発の推進状況

(1) 事業主に対する助成金の支給

(57億9,300万円)

企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、その雇用する労働者を対象として、目標が明確化された職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援又は職業能力評価の実施を行う事業主に対してキャリア形成促進助成金を支給した。

(2) 職業訓練実施に対する援助

地域の中小企業を中心に事業主が行う職業能力開発を援助するため、職業能力開発に関する情報提供・相談援助等を行うほか、訓練施設の貸与、職業訓練指導員の派遣等を実施した。

(3) 認定職業訓練に対する支援

(13億4,500万円)

事業主や事業主の団体等が行う職業訓練のうち、教科、訓練機関、設備等が厚生労働省令で定める基準に適合して行われている認定職業訓練施設（全国約1,250施設）について、これを運営する中小企業事業主等に対して、その運営等に要する経費の一部について補助を行った。

(4) 企業活動のグローバル化に対する支援

(7億8,900万円)

国内外で国際業務を担うことができる実践力のある人材を育成するため、海外派遣予定労働者等に対して、キャリア・コンサルティングの実施による必要な能力の提示、派遣前・派遣中における研修等による能力開発、帰国後の評価を行うことにより、当該労働者の体系的かつ継続的な職業キャリアの形成を支援した。

(5) 人材投資促進税制

(減税規模 160億円 (2007年度))

従業員の教育訓練に積極的に取り組む企業について、教育訓練費の額の一定割合を法人税額から控除する措置を講じた。具体的には、教育訓練費の額が前2期の教育訓練費の平均額から増加した場合、当該増加額の25%に相当する金額を当期の法人税額等から控除する。中小企業者については、教育訓練費の額が前2期の教育訓練費の平均額から増加した場合、教育訓練費の総額に対し、増加率の1/2に相当する税額控除率（最大20%）を乗じた金額の税額控除との選択適用を認めている。

3 労働者の自発的な職業能力開発のための環境整備

(1) キャリア形成支援体制の整備

(26億8,600万円)

雇用・能力開発機構都道府県センターに設置された「キャリア形成支援コーナー」等において、労働者及び求

職者等に対して、キャリア・コンサルティングを実施し、能力開発プランの作成等きめ細かな相談支援を実施した。

(2) 教育訓練給付制度 (117億7,300万円)

労働者が自発的に職業能力開発に取り組むことを支援するため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受け、その教育訓練を修了した場合に、労働者が負担した費用の一定割合を支給した。

対象となる教育訓練は、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要と認められるものを厚生労働大臣が指定して

おり、2007年10月1日現在6,148講座を指定している。うち、製造業に関するものは81講座となっている。

(3) 「私のしごと館」の運営 (11億円)

若年者を中心に職業意識の効率的かつ効果的な形成等を図るため、「私のしごと館」により、様々な職業体験機会、体系的な職業情報及び相談等をワンストップで提供した。2003年3月に開館。同年10月から本格オープン（関西文化学術研究都市（京都府精華・西木津地区））

第3節 ものづくりに関する能力の適正な評価、職場環境の改善等

1 職業能力評価制度の整備

(1) 技能検定制度の運用 (7億8,700万円)

技能検定制度は、労働者の技能習得意欲を増進させるとともに、技能及び職業訓練の成果に対する社会一般の評価を高め、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的とした国家検定であり、機械加工、機械保全等のものづくり産業に関係の深い職種を中心に実施されている。

また、民間の指定試験機関により実施する技能検定は11職種となっている。

(2) 職業能力評価基準の整備 (1億8,600万円)

職業能力が適正に評価されるための社会基盤として、能力評価のいわば、“ものさし”、“共通言語”となるよう、職業能力評価基準の整備に取り組んでいる。2006年度までは、業種横断的な事務系職種のほか、業種別のものとして電気機械器具製造業、自動車製造業等28業種の職業能力評価基準を策定した。2007年度においては、新たに鍛造業、金属プレス加工業等8業種について策定した。

2 技能の尊重気運の醸成

(1) 技能振興のための諸事業

毎年、11月10日を「技能の日」とし、11月を「職業能力開発促進月間」と定めており、2007年度においてもこの時期に、職業能力開発促進の気運の醸成、高揚を図ることを目的とし、全国の技能士等が一堂に会して相互の経験交流や意見交換を行うための全国技能士大会等の諸行事を全国的に展開した。

(2) 卓越した技能者の表彰 (2,400万円)

広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の地位及び技能者水準の向上を図るとともに、青少年が、その適性に応じ、誇りと希望を持って技能労働者とな

り、その職業に精進する気運を高めることを目的として、卓越した技能者（現代の名工）の表彰を実施しており、2007年度は、10月31日に表彰式を開催し、150名を表彰した。このうち、製造業に関する者は49名であった。

なお、1967年度に第1回の表彰が行われて以来、2007年度の第41回の表彰までで、被表彰者は4,688名となった。

(3) 青年技能者技能競技大会（技能五輪全国大会）の開催 (1億6,200万円)

技能を競うことにより、国内の青年技能者に努力目標を与え、また、身近に技能に触れる機会を提供することにより、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重気運の醸成を図ることを目的として、技能五輪全国大会を実施している。

本大会は、都道府県ごとに行われる地方大会で選抜された青年技能者が参加して毎年開催しているが、2007年度（第45回技能五輪全国大会）は2008年2月29日から3月3日にかけて行われ、43職種に980名の青年技能者が参加し、このうち製造業については17職種に403名であった。

3 「ものづくり立国」の推進事業

(1) 若年者ものづくり人材育成促進事業 (3億5,000万円)

① 2007年ユニバーサル技能五輪国際大会金メダル倍増計画

2007年ユニバーサル技能五輪国際大会を成功裏に収め、広く国民に技能の魅力や重要性をアピールするためには、日本選手の活躍が重要であることから、第39回技能五輪国際大会出場選手を対象に合同研修を行ったほか、訓練用材料の支給や指導者の派遣等、強化訓練の実施に係る支援策を講じた。

②企業の工場・訓練校、公共職業能力開発施設等の開放促進等によるものづくり体験の促進

ものづくり技能を身近に体験できる機会を提供するため、各都道府県単位で「ものづくり体験推進会議」を設置し、企業の工場・訓練校等の開放等によるものづくり現場の見学、技能フェア等のイベントでの体験教室の開催等により、ものづくり技能の理解の促進を図った。

③高度熟練技能者を活用した若年者等のものづくり人材育成支援

技能継承の必要性の高い職種において高度熟練技能者364名を認定し、データベースによる情報提供を行うとともに、工業高校、公共職業能力開発施設、中小企業及び業界団体等に高度熟練技能者を実技指導のため派遣し、その活用を図った。

(2)「ものづくり立国」の社会的基盤の整備 (2億100万円)

ものづくりの現状や今後のあり方を検討するとともに、2007年ユニバーサル技能五輪国際大会を広報するシンポジウムを東京・秋葉原において開催（2007年9月）した。また、日本の優れた技能を展示、実演及びものづくり体験を通じて紹介する「ジャパン・スキルズ・ビレッジ」を第39回技能五輪国際大会会場内（静岡県沼津市）において開催し、国内外の多くの来場者に対して我が国のものづくり技能の魅力や素晴らしさ、重要性を広くアピールした。ジャパン・スキルズ・ビレッジ会場には4日間で約5万9千人の方が訪れた。

(3) 中小企業等の技能の円滑な継承に対する支援 (6,300万円)

技能継承や人材育成等の対応に係る総合的な情報提供・相談援助を行う「技能継承等支援センター」を各都道府県に設置し、関係機関とも連携を図りつつ、中小企業等における技能継承が円滑に行われるよう支援した。

4 職場環境の改善その他福祉の増進

(1) 快適な職場環境の形成の促進 (3億9,800万円)

ものづくり労働者が安心して働ける環境を整備する観点からも、その職場環境の改善を図ることが重要となっている。このため、「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針（快適職場指針）」を公表しているところである。同指針の周知を図るため、中央快適職場推進センター・都道府県快適職場推進センター（47か所）を設置しており、事業者に対し資料の提供等による普及活動、助言・相談業務を実施した。

(2) 労働時間等の設定の改善（16億7,300万円）

ものづくり労働者が安心して働ける環境を整備する観点から、労働時間等の設定の改善は重要な課題となっている。このため、労働時間等設定改善法に基づき労使の自主的な取組を通じた年次有給休暇の取得促進及び所定外労働の削減を推進した。

(3) 勤労者福祉の推進（131億1,100万円）

ものづくり労働者が安心して生活し、ゆとりと豊かさを実感できるよう、勤労者財産形成促進制度の充実、中小企業退職金共済制度の普及等勤労者福祉対策を推進した。

ものづくり基盤産業の育成に関する事項

第1節 産業集積の推進等

1 新たな産業の促進又は既存集積の機能強化及び新規創業等に係る支援機能の充実

(1) 伝統的工芸品産業の振興対策事業

(10億4,800万円)

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき、製造協同組合等に対し、伝統的工芸品産業振興のために行う、人材確保・育成、需要開拓等に対する補助を行った。また、伝統的工芸品の生産基盤の確保を図るため、伝統的工芸品の生産、原材料・用具等の現状を把握し、代替原材料や新たな生産技術等について調査を行った。

(2) 産地等地域活性化支援事業

(10億8,800万円)

全国の産地や産業集積地域の振興を図るため、地域中小企業、組合等が行う販路開拓事業、マーケットのニーズを的確に捉えた商品開発及び人材育成等の産地の意欲的な取組に対し、補助を行った。

(3) 地域企業立地促進等事業費補助事業

(21億3,290万円)

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、地域が自らの特色を踏まえて基本計画を策定し、基本計画の実現に向けた企業誘致活動や人材育成の取組への補助を行った。

(4) 地域企業立地促進等委託事業

(2億6,848万円)

企業立地に関わる関係省の連携の下、全国10地域ブロック毎に「企業立地支援センター」を設置し、企業立地情報や手続き等に関するワンストップサービスを提供した。

(5) 地域企業立地促進等共用施設整備費事業

(20億1,000万円)

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、地域が自らの特色を踏まえて策定した基本計画の実現に向けた共用施設整備等の事業に補助を行った。

(6) 産業クラスター計画関連の支援（再掲 第2部第1章第2節8. 参照）

(7) 知的クラスター創成事業（第I期・第II期）

(89億円)

自治体の主体性を重視し、知的創造の拠点たる大学、公的研究機関を核とし、関連研究機関、研究開発型企業などが集積する研究開発能力の拠点（知的クラスター）創成の取組を支援した。2007年度から開始した知的クラスター創成事業（第II期）では「選択と集中」の視点に立ち、世界レベルのクラスター形成を強力に推進している。

また、経済産業省の産業クラスター計画参加企業と知的クラスター創成事業実施地域内の大学などの共同研究への支援などを行った。

(8) 都市エリア産学官連携促進事業（45億円）

地域の個性発揮を重視し、大学などの「知恵」を活用して新技術シーズを生み出し、新規事業などの創出、研究開発型の地域産業の育成などを旨とする「都市エリア産学官連携促進事業」を推進した。

また、事業終了後、特に優れた成果をあげ、かつ今後の発展が見込まれる地域における継続的な事業展開の支援のため、「発展型」を実施した。

(9) 新産業育成ビジネス・インキュベータの整備

(25億7,800万円)

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく高度技術産学連携地域において、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う新産業育成ビジネス・インキュベータの整備に対し事業費の補助を行った。また、地域における新事業創出や雇用の拡大等を図るため、同法に基づく高度技術産学連携地域、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく集積区域等において、新産業育成ビジネス・インキュベータ等の施設整備を行う地方公共団体等に対し事業費の補助を行った。

第2節 中小企業の育成

1 取引の適正化

(1) 下請取引の適正化

- ①下請取引の適正化を推進するため、「下請代金法」に基づき、約220,400件の親事業者、下請事業者に対する書面調査、約740件の親事業者に対する立入検査を実施し、書面調査及び立入検査の結果に基づき下請代金法違反の事実又はそのおそれが見られた約9,600件の事業者に対する改善指導等（うち勧告8件）を行った。（ただし、件数は2007年4月から12月までのもの）
- ②下請代金法等を普及啓発する観点から、親事業者及び下請事業者の外注（購買）担当者等を対象として、下請取引改善講習会等を開催した。
 - 中小企業庁開催
（通年開催）一日コース25会場、半日コース51会場、業界団体向けセミナー13会場
（下請取引適正化特別推進月間開催）全国6会場
（下請取引適正化推進月間開催）全国25会場
 - 公正取引委員会開催
（通年開催）親事業者向け研修会9会場、下請事業者向け説明会3会場
（下請取引適正化推進月間開催）全国30会場
（コンテンツ業界対象）3会場
 - 中小企業庁・公正取引委員会共催
（下請適正取引適正化特別推進月間開催）全国10会場
- ③政府の「成長力底上げ戦略」を踏まえ、中小企業の生産性向上のため、元請企業・下請企業間の望ましい取引関係の事例等を盛り込んだ「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を2007年度には10業種について策定した（一部非製造業を含む）。
- ④2007年11月27日付けで親事業者20,140社、関係事業者団体616団体に対し、通達（「下請取引の適正化について」）を发出し、下請代金法の遵守等を要請した。
- ⑤下請代金法違反の疑いのある行為に関する積極的な情報提供を促すべく、2007年12月11日付けで、日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会の長に対して、公正取引委員会事務総長及び中小企業庁長官連名の文書により要請した。
- ⑥各種パンフレットの作成・配付により下請法等の普及啓発を図った。

- ・「成長力底上げ戦略」を踏まえ、下請法に規定する「買いたたき」に関する事例等を分かりやすく解説した下請法ガイドブックを作成し、親事業者8万社及び関係48団体に送付した。（2007年7月）
- ・「年度末に向けた中小企業対策」に従い、下請取引に係るベストプラクティスを集めたパンフレットを10万部作成し、普及啓発を図った。
- ・下請事業者に対する下請法の周知と下請法違反のおそれのある情報の提供を促すことを目的とした下請事業者向けパンフレットを約9万部作成し、商工会、商工会議所等に送付した。（2008年3月）

2 下請中小企業対策

(1) 下請振興法に基づいた、下請中小企業の経営基盤の強化

- ①振興基準の周知
下請事業者及び親事業者がよるべき一般的基準（以下「振興基準」という）、振興事業計画に係る助成措置等について、下請取引改善講習会等で周知を図った。
- ②原油・原材料の価格上昇を踏まえ、2007年8月24日付けで関係事業者団体613団体に対し、通達（「原油・原材料の価格上昇に伴う下請事業者への配慮について」）を发出し、下請振興法に定める「振興基準」を遵守し、下請事業者に対する配慮を行うよう要請した。また、2007年11月27日付けで関係事業者団体717団体に対し、通達（「下請事業者への配慮等について」）を发出し、下請事業者に対する配慮を行うよう要請した。

(2) 取引あっせん、商談会による販路開拓支援

- ①取引あっせん事業
新たな取引先を開拓したい下請中小企業者に対して、自社の希望する業種、設備、技術などの条件に合った受発注情報を都道府県内・外において紹介し、きめ細やかな取引のあっせんを行った。
また、2007年度から運用を開始しているインターネットを活用した「ビジネス・マッチング・ステーション（BMS）（<http://biz-match-station.zenkyo.or.jp/>）」により、受発注情報等の情報提供を行い販路開拓のための支援を行った。（2007年4月から2008年2月までの取引あっせん件数28,431件、2008年1月末現在の登録企業数は18,459社）
- ②緊急広域商談会開催事業
大企業の大規模な事業再構築の実施、倒産、天災等によ

り影響を被る下請中小企業について、広域的に新たな販路開拓を支援するため、緊急広域商談会を開催した。(2007年度は3会場、341社が参加)(予算額1,300万円)

③脱下請人材育成事業

脱下請を目指す下請中小企業の経営者等を対象として、自立化するためのノウハウ(自立化のために必要な製品開発能力、マーケティング・経営戦略等)を習得するための短期集中研修を7都県にて実施した。(予算額1,300万円)

3 中小企業の経営の革新及び創業促進

(1) 経営革新の促進

「中小企業新事業活動促進法」により、経済的環境の変化に即応して中小企業が行う新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、経営の相当程度の向上を図る経営革新を支援するため、以下のような支援措置を行った。

①中小企業金融公庫、国民生活金融公庫等による融資

「中小企業新事業活動促進法」に基づく経営革新計画の承認を受け、経営革新のための事業を行う個別の中小企業者、組合及び任意グループに対し、低利による融資を行った。

②中小企業信用保険法の特例

「中小企業新事業活動促進法」に基づく経営革新計画の承認を受け、経営革新に関する事業を行う際の資金供給を円滑化するために、中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険及び特別小口保険等の特例による支援を行った。

③CIO育成・活用型企業経営革新促進事業(6億円)

企業内において、経営戦略とIT戦略を橋渡しすることができる人材(CIO)の育成・設置促進を図るため、国内外におけるCIOの実態等を調査するとともに、中小企業については、官民連携のネットワーク(IT経営応援隊)を通じて、全国各地で研修会やセミナーを開催するなど、CIO機能を活用した経営革新を促進するための支援を行い、IT経営を実現できる企業の輩出に資する事業を展開した。

(2) 創業・ベンチャーの促進

①新創業融資制度(財政投融資)

担保の有無や過去の勤務経験等の形式的な要件に依存しないで、事業計画(ビジネスプラン)の的確性等を審査

し、無担保・無保証人(法人の場合、代表者の保証も不要)で、国民生活金融公庫が1000万円を限度に創業資金を融資する新創業融資を実施した。

②創業者向け保証制度

民間金融機関による再チャレンジ起業家への融資を後押しするための再挑戦支援保証制度を創設した。信用保証料率を低めに抑えて、再チャレンジ起業家を応援するとともに、過去の債務が残っている場合の返済資金も保証の対象とした。

③創業人材育成事業(16億1,400万円)

全国の都道府県商工会連合会や商工会議所等において、創業に向けて具体的な行動計画を有する者を対象に、創業に必要な実践的能力を習得させる「創業塾」(30時間程度の短期集中研修)を開催した。また、新事業展開を目指す経営者や若手後継者等を対象に、経営戦略等の知識・ノウハウの体得を支援する「経営革新塾」を開催した。

④新規創業支援研修(中小企業基盤整備機構運営費交付金の一部)

中小企業大学校において、明確な創業意志を持つ者を対象に開業に向けての諸手続及びビジネスプランの作成方法等、必要な知識・ノウハウ等を付与する2×2日の4日間等の新規創業支援研修を実施した。また、新たな事業展開を志向する事業者に対し、事業アイデアをビジネスとして展開していくためのビジネスプランの立案に取り組み9日間のビジネスチャレンジスクールを実施した。

⑤起業支援ネットワーク環境整備事業(7,000万円)

インターネット上に双方向で情報のやり取りが可能なネットワークである「起業支援ネットワークNICe(National Incubation Center: ナイス)」を構築し、起業に向けた活動を行っている者や起業間もないベンチャー起業家に対して起業に必要な情報・ノウハウの取得や経営資源の調達を支援する環境の整備を行った。また、当該ネットワークを活用して、効果的な起業支援施策の構築に向けた様々なデータ収集をする各種調査や起業支援施策の普及のための情報発信等を行った。

⑥起業家輩出支援事業(ドリームゲート事業)(9億3,000万円)

国民各層に対する起業・独立意識を喚起し、「挑戦者」の裾野を拡大するため、起業に役立つメールマガジンの配信、専門家によるインターネット相談、無料面談など、WEBサイト等を通じた総合的な起業支援サービスを実施するとともに、イベント・セミナーを開催した。

⑦創業・ベンチャー国民フォーラム（中小企業基盤整備機構交付金）

創業・ベンチャー企業に対する社会的評価の向上や、広く国民の中での起業家精神の涵養を図り、起業家が輩出されやすい風土づくりを進めるため、起業経験者や有識者を結集して「創業・ベンチャー国民フォーラム」を組織し、起業家精神の発揮及び高揚のための啓発活動を全国展開するとともに、地域に根ざした起業活性化事業を各経済産業局において実施した。

⑧中小企業・ベンチャー挑戦支援事業（再掲 第2部第1章第1節1. (5) ③参照）

⑨ベンチャーファンド出資事業（中小企業基盤整備機構自己資金）

国内の成長初期段階にあるベンチャー企業等に対する投資事業を目的として、中小企業基盤整備機構が投資事業有限責任組合に対して出資する事業について、積極的に実施した。

⑩「がんばれ！中小企業ファンド」（中小企業基盤整備機構自己資金）

目利き能力やネットワークを有する民間の事業会社などによるファンドに対して、中小企業基盤整備機構が出資を行い、新事業展開を図る中小企業に対し、資金供給と販路拡大の支援を実施した。

⑪ベンチャープラザ（中小企業基盤整備機構交付金）

中小企業・ベンチャー企業が自社のビジネスプランの発表等を通じて投資家・事業パートナー等と出会う機会を提供し、資金調達を始めとする様々な課題の解決を支援するイベント「ベンチャープラザ」を全国で開催した。また、資金調達マッチングに焦点を当てた『ベンチャープラザファンドin TOKYO』を開催した。

⑫ベンチャーフェア（中小企業基盤整備機構交付金）

革新的な製品・試作品やサービス等を大々的に展示・紹介し、販路・事業提携先の開拓の支援を行うため、東京において中小・ベンチャー企業のための大規模展示会「ベンチャーフェアJAPAN」を開催した。

⑬中小ITベンチャー支援事業（2億5,000万円）

優れた技術シーズを持つ中小ITベンチャー企業に対して、市場を見据えたソフトウェア製品の商品化及び事業化を支援するため、技術と市場を熟知したプロジェクトマネージャーを配置し、支援すべき技術シーズの選定から、市場化を見据えた技術開発の支援や事業化の支援に当たったの指導・助言を実施した。

(3) 新連携支援事業

異分野の中小企業が有機的に連携し、その経営資源（技術、販路等）を有効に組み合わせて新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図る取組（新連携）について、以下の支援を行った。

①新連携支援事業（34億5,720万円）

中小企業が新事業の具体化を図るため、自己の優れた経営資源（技術、販路等）を持ち寄り、他者（企業、研究機関、NPO、組合等）と連携体を構築する取組に要する経費や「中小企業新事業活動促進法」に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画（以下、新連携計画）」の認定を受けた連携体が、当該計画に従って行う事業の市場化に必要な取組に要する経費を補助した。

また、新連携計画の認定を受けようとする中小企業の連携体の相談に応じ、事業性評価や販路開拓等に係るアドバイス、マッチングなどの支援を行うとともに認定された連携体に対し、適切なアドバイスを行うなど、事業化までのハンズオン支援を行った。

②中小企業金融公庫、国民生活金融公庫等による融資

新連携計画の認定を受け、当該新連携事業を行う中小企業に対し、低利による融資を行った。

③中小企業信用保険法の特例

新連携計画の認定を受け、当該新連携事業を行う際の資金供給を円滑化するために、中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険及び特別小口保険等の特例による支援を行った。

4 中小企業のものづくり基盤技術強化

(1) 川上・川下ネットワーク構築支援事業（1億9,000万円）

基盤技術を担う川上中小企業と、燃料電池や情報家電等の川下産業間の緊密なコミュニケーションを通じた「川上中小企業が行う技術開発の不確実性の低減」「情報の非対称性の解消」を図るため、川上・川下間の連携・擦り合わせをコーディネートする人材の配置や、両者の情報交換の場の創設、マッチング機会の創出など、中小企業と大企業の「出会いの場」の創出に向けた取組を支援した。

(2) 戦略的基盤技術高度化支援事業（再掲 第2部第1章第1節1. (5) ②参照）

(3) 中小企業ものづくり人材育成事業（5億3,600万円）

中小企業の人材育成・確保を図るため、高専等の有する

設備やノウハウ等を活用し、地元の中小企業のニーズに即した若手技術者に対する実践的人材育成を支援した。また、各地域の産業界と工業高校、行政等が連携して、学校への企業技術者の講師派遣、生徒や教員の現場実習等を行うことにより、工業高校の実践的な教育プログラムの充実を図った。

(4) 中小企業への計量標準供給基盤強化事業

(3億円)

中小企業が行う加工・製造プロセスの精度・信頼性を客観的に証明し、製品の市場への供給を支援するため、試験検査機関等による中小企業向けの精度管理システムの構築や人材育成、施設整備等を行うことにより、グローバルなビジネス展開において不可避となるトレーサビリティ体系の確立に向けた計量標準供給基盤の強化を行った。

(5) 中小企業基盤技術継承支援事業

(2億7,100万円)

モノ作り中小企業が保有する個別従業員の暗黙知となっていた設計・加工ノウハウ等をデジタル化・体系化し自社内で蓄積することを可能にする、汎用性の高いソフトウェアの開発を行った。併せて、蓄積されたノウハウ等を生産活動で活用するために、中小製造業が必要とする業務用アプリケーション（生産管理、品質管理、出荷管理等）をソフトウェア設計の知識のない中小製造業者が自ら作成可能となる支援ツールの開発を行った。

ものづくり基盤技術に係る 学習の振興に関する事項

第1節

学校教育におけるものづくり教育の充実

1

初等中等教育において講じた施策

(1) 「目指せスペシャリスト（「スーパー専門高校）」（1億8,000万円）

大学、研究機関などとの連携による、先端的な技術・技能などを取り入れた教育など特色ある取組を支援し、専門高校の活性化を図るための事業を実施した。

(2) ものづくり人材育成のための専門高校・地域産業連携事業（3億5,800万円）

専門高校と地域産業界が連携した、長期間の企業実習や企業技術者による学校での実践的指導等を通じ、地域のものづくり産業を支える人材を育成するための事業を文部科学省と経済産業省が共同で実施した。

(3) 豊かな体験活動推進事業（7億1,300万円）

児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、「体験活動推進地域・推進校」、「地域間交流推進校」の指定や命の大切さを学ばせるのに有効な体験活動についての調査研究を引き続き推進するとともに、自然の中での長期宿泊活動や社会奉仕体験などを行う「学校における人間力向上のための長期宿泊体験活動推進プロジェクト」を新たに実施し、その成果を全国に普及させることにより、小・中・高等学校等における体験活動の推進を図った。

(4) 教員研修の実施（独立行政法人教員研修センターの運営費交付金の内数）

産業教育担当教員などを対象とする教員研修を実施した。

(5) 産業教育施設・設備の整備（24億円）

私立高等学校における産業教育のための実験実習に必要な施設・設備の整備に係る経費の一部を学校法人に対して補助し、公立高等学校における施設（設備は2005年度より一般財源化）の整備に係る経費を「安全・安心な学校づくり交付金」より地方公共団体に対して交付した。

(6) キャリア教育実践プロジェクト（2億3,200万円）

児童生徒の勤労観、職業観を育てるためのキャリア教育を推進するため、中学校を中心とした5日間以上の職場体験を「キャリア・スタート・ウィーク」として実施し、地域の協力体制の構築等を通じ、キャリア教育の推進を図った。

(7) 全国産業教育フェアの開催（1,500万円）

産業界、教育界さらに国民一般に広く産業教育への理解を深めてもらうため、専門高校の生徒の研究発表や作品展示、ロボットコンテストなどを行う「全国産業教育フェア」を開催した。

(8) スーパーサイエンスハイスクール（14億4,400万円）（独立行政法人科学技術振興機構運営費交付金中の推計額を含む）

科学技術、理科・数学教育を重点的に行う高等学校等をスーパーサイエンスハイスクールとして指定し、将来の国際的な科学技術関係人材の育成のための取組を着実に推進するとともに、高大の接続の在り方について大学と連携した研究やカリキュラムの作成の研究等について推進した。

(9) 理科支援員等配置事業（20億円）（独立行政法人科学技術振興機構運営費交付金中の推計額）

研究者・技術者、大学（院）生等の有用な外部人材を、理科支援員や特別講師として小学校に配置し、理科授業の充実及び教員の資質向上を図るために活用した。

(10) 国際科学技術コンテスト支援（2億5,000万円）（独立行政法人科学技術振興機構運営費交付金中の推計額）

科学技術分野に特筆すべき才能を持つ生徒の個性を伸ばし、またこれを社会的に正当に評価する基盤を整備するため、国際大会につながる国内での科学技術コンテストの開催、国際大会への生徒の派遣、国際大会の日本開催等を支援した。

(11) 地域自律・民間活用型キャリア教育プロジェクト (4億円)

地域の産業界や教育界など関係機関を繋ぐNPO・企業等をコーディネーターとして支援する事を通じて民間主体の経験やアイデアを活用し、ものづくり等を通して働くことの面白さを体系的に体験・理解できるようにするキャリア教育を推進。2007年度は28件のモデル事業を実施した。

(12) 理科実験教室プロジェクト (1億5,000万円)

地元企業の技術者等を活用し、子どもたちが学ぶ理科と実社会を結びつけ、生きた理科授業の実施を支援するため、2007年度より「理科実験教室プロジェクト」を実施。2007年度は9件のモデル事業を選定して企業・NPO等のコーディネーターを支援し、技術者等教え手を発掘するとともに、地元企業の技術等と理科の単元を結びつけた理科授業プログラムの作成等を通じて小学校理科教育の充実を図った。

2 高等教育において講じた施策

(1) インターンシップの推進

大学・高等専門学校において、学生の高い職業意識や創造性を育成するため、企業などの現場におけるインターンシップを推進した。

- ①インターンシップを実施している大学などに対する支援のうち、私立大学等に対しては私立大学等経常費補助金において措置（私立大学等経常費補助金の内数）。
- ②一層の推進を図るための調査研究などを実施した。

(2) 技術者継続的能力開発事業（1億3,700万円）（独立行政法人科学技術振興機構の運営費交付金中の推計額）

既に職に就いている技術者が継続的に技術能力の向上を図れるよう、インターネットを活用した技術者の能力開発、再教育のための教材を開発し提供した。また、科学技術分野の失敗の経験を共有し未然に防止するために、その知識・データなどを構造化したデータベースを構築して、インターネットで公開している。

(3) 技術者教育の外部認定制度の導入

大学などの技術者教育の質的向上を図るとともに、その国際的な通用性を担保するなどの観点から、技術者教育の外部認定制度導入への支援を行った。

(4) 専門職大学院等教育推進プログラム (13億1,200万円)

国際的に活躍できる高度専門職業人養成のため、教育方法、内容の開発・充実を図る専門職大学院等の優れた取組について重点的に支援した。

(5) 派遣型高度人材育成協同プラン (2億3,400万円)

産学協同による、大学院生を対象とする、企業現場等の実践的環境を活用した質の高い長期インターンシップの開発・実施を支援した。

(6) ものづくり技術者育成支援事業 (1億5,000万円)

大学等を対象に、地域や産業界と連携した実験・実習と講義の有機的な組み合わせによる教育プログラムの開発・実施を通じ、ものづくり分野を革新させる高度な知識及び技術を併せ持ったものづくり技術者の育成を支援した。

3 専修学校教育において講じた施策

(1) 社会人等の学び直しの機会の提供 (7億6,800万円)

「大学・専修学校等における再チャレンジ支援推進プラン」において、新たなチャレンジを目指す若者、中高年、女性、ニート等を支援するため、専修学校の持つ職業教育機能を活用して、それぞれの特性等に応じた職業能力向上のための学習機会の提供を行うことにより、ものづくり分野を含む専門的な職業教育等を実施した。

(2) 専修学校教育重点支援プラン (4億1,700万円)

地元の産業就労に特化した地域性の高い人材育成プログラムや新たな領域の人材育成プログラムの開発など、社会的要請の高い課題に対応する教育内容や方法などについての重点的な研究開発を専修学校において実施した。

(3) 専修学校・高等学校連携等職業教育推進プラン（1億4,700万円）

専修学校の機能をいかして、高等学校と連携し、高校生に対して職業に関する知識・技能・資格等の事例紹介や職業体験講座等の多様な職業体験の機会を提供するとともに、若年者の職業意識の涵養を図るための職業体験講座等を各地で開催し、ものづくりに資する技術・技能の学習意欲と職業意識の醸成を図った。

第2節

ものづくりに係る生涯学習の振興

1

一般市民や若年層に対する普及啓発

(1) 日本科学未来館での取組

2001年7月に開館した「日本科学未来館」では、参加体験型の展示、映像などにより最先端の研究成果や技術を紹介するとともに、実験工房において導電性プラスチックやロボットなどの実験教室を開催することなどにより、青少年を始めとする国民に難解と考えられがちな最先端の科学技術を分かりやすく紹介する取組を実施した。

(2) 子どもゆめ基金

民間団体が実施する科学体験活動、自然体験活動、社会奉仕体験活動など子どもの体験活動の振興を図る活動などに助成を行う「子どもゆめ基金」が独立行政法人国立青少年教育振興機構に設置されている。2007年度には、科学ものづくり活動を始め子どもの体験活動など、全体で2,342件を採択した。

(3) 大学等開放推進事業（大学Jr.サイエンス事業の実施）（600万円）

子どもの「科学技術離れ」「理科離れ」などへの対応として、大学などの高等教育機関が有する機能などを開放し、子どもたちの科学技術などへの興味・関心を育み、動機付けとなるような様々な体験的な講座を実施した。

(4) 独立行政法人国立科学博物館における講座・教室など

①「夏休みサイエンススクエア」「新春サイエンススクエア」

子どもを対象に、実験・工作などの体験を通して科学への関心や理解を深めることを目的として、夏休みサイエンススクエアを2007年7月24日～8月19日（24日間）、新春サイエンススクエアを2008年1月2日～6日（5日間）、国立科学博物館において開催した。

職員、当館で展示案内、学習支援活動などを行う教育ボランティア及び関東・東海地区の6工業高等専門学校や日本DIY協会など外部協力機関が指導に当たり、身近な材料を使った工作「日用品でラジオを作ろう『傘ラジオ』」や「牛乳パックでポストカードを作ろう」、金属ブラシとモーターの振動で走る「ブラシ振動で走る車『チビもそ君』を作ろう!」、台東区の伝統工芸職人による「技術の達人によるものづくり教室」などの企画を実施した。夏休み期間中は34企画を実施し約1万5,000人が、新春には9企画を実施し約1,500人が参加した。

②科学に対する学習機会の充実を図る事業

自然科学史や科学技術についての理解を深めることを目的として、青少年や一般成人を対象に様々な学習支援活動事業を行っている。2007年度は「産業技術史講座」や「自然の不思議—物理教室」など36事業を行った。

(5) 伝統文化子ども教室（16億8,556万円）

子どもたちに、土、日曜日などにおいて学校、文化施設などを拠点とし、伝統工芸などの伝統文化に関する活動を、計画的、継続的に体験・修得できる機会を提供した。

(6) 選定保存技術の保護（2億2,200万円）

選定保存技術の保護のため、自ら記録の作成や伝承者の養成等を行うとともに、保持者、保存単体が行う技術の錬磨、伝承者養成等の事業に対し必要な援助を行っている。また、選定保存技術を展示、公開する事業を行った。

その他ものづくり基盤技術の 振興に関し必要な事項

第1節 国際協力

1 政府間の技術協力

職業能力開発分野の政府間の技術協力として、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じ、金属加工や溶接等のものづくり基盤技術に関する分野を含む専門家の派遣、研修員の受け入れ、開発途上国における研修の実施に対する協力を行った。

2 国際機関等を通じた技術協力 (1億3,900万円)

アジア太平洋地域の職業訓練の水準の向上等を目的としたILOの地域プログラムであるアジア太平洋地域技能就業能力計画（SKILLS-AP）を通じた協力として、SKILLS-APと共催で「企業内訓練」をテーマとして地域の職業訓練の振興及びその質の向上のための専門家会合セミナー等を開催した。さらに、アジア太平洋経済協力（APEC）域内の人材養成分野の活動に対する協力として、域内の開発途上国を対象に機械器具整備等ものづくり基盤技術に関する分野を含め、地域住民に基礎的な技能を付与する人材養成技能研修事業等を行った。また、東南アジア諸国連合（ASEAN）を通じた人材養成分野への協力として、ASEAN新規加盟4カ国（CLMV諸国：カンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナム）の職業訓練の促進、向上等を図る人材養成基盤整備支援のための研修等を実施した。

3 外国人研修生等の受け入れ等

(1) 研修・技能実習制度（4億2,000万円）

研修・技能実習制度は、外国人研修生が、一定期間の研修後、研修成果の評価等を行った上で、引き続き雇用関係の下で実務を通して技術、技能等を習得することができる制度として1993年に創設されたものであり、現時点における対象職種は製造業や建設業が中心となっている。なお、2007年の技能実習への移行者数は53,999人であった。

制度の適正な実施のため、財団法人国際研修協力機構（JITCO）を通じ、技能実習を予定する外国人研修生のあっせん、研修から技能実習に移行する際の研修成果の評価、研修・技能実習受け入れ機関に対する巡回指導を実施し

た。また、外国人研修生受け入れ企業に対し、各種の指導・援助を実施した。

(2) 国際技能開発計画（1億3,500万円）

開発途上国の民間企業の在職労働者を我が国の企業に研修生として受け入れ、将来これら諸国の民間企業において指導的立場に立つ者を養成することを目的に、製造現場における工程管理等の管理監督的能力を付与する等の研修を実施した。2007年度は120名の研修生を受け入れた。

(3) 技能評価システム移転促進事業 (1億9,800万円)

開発途上国に対し、我が国の技能評価システムのノウハウの移転を図ることを目的として、業界団体等の技能評価担当者に対する研修及び現地トライアル検定・普及活動等を実施した。

(4) 外国人留学生受入事業（1億5,400万円）

開発途上国における職業訓練体制の整備充実を目的として、職業能力開発総合大学校長期課程（16名）及び研究課程（2名）へ留学生を受け入れ、職業訓練指導員として必要な専門科目、指導技法等の付与を行った。

4 日本で培われたものづくり基盤技術を 伝承するための協力

(1) 経済産業人材育成支援研修事業 (65億2,300万円)

開発途上地域の産業技術者等に対して我が国企業等が持つ技術・経営ノウハウに係る研修事業を実施した。2007年度においては、主にアジアを中心とした開発途上地域の中小企業、裾野産業等に対して、受け入れ研修、海外研修等を実施した。

(2) 経済産業人材育成支援専門家派遣事業 (12億1,700万円)

我が国企業等による技術・経営ノウハウの支援、助言を行うため、アジアを中心とした開発途上国の企業等へ専門家の派遣を実施した。2007年度においては、主にアセアン地域を中心とした開発途上国の企業等に対して専門家を

派遣した。

(3) 研究協力事業（10億1,300万円）

開発途上地域のみでの研究開発能力では解決困難な、開発途上地域に固有な技術課題について、単に既存技術の移転を目的とした技術協力ではなく、我が国企業等が持つ技術

力、研究開発能力を活用しつつ、開発途上地域の研究機関との共同研究を実施する等により、一貫した研究協力を実施した。2007年度においては、主にアジア地域を中心とした開発途上地域の研究機関等との間で環境技術等の分野について現地調査や共同研究等の研究協力を実施した。

第2節 情報通信技術の活用

1 産学連携ソフトウェア工学の実践（24億2,000万円）

ソフトウェアの信頼性及び生産性を向上させる開発手法等について、産学官の連携の下、調査・研究を行うとともに

に、開発・普及を図った。併せて、その成果を活用し、高信頼な車載制御系組込みソフトウェアなどの開発などを行った。

第3節 その他

1 ものづくり日本大賞の実施（第一部付論参照）

製造現場のものづくりや伝統的な匠の技を支える人材を確保・育成し、このような人材の意欲を高めるとともに、その存在が広く社会に知られることを目指し、ものづくりの中核を担う中堅人材、伝統的・文化的な「技」を支えて

きた熟練人材や、今後を担う若年人材と各世代に渡り優秀な人材に対し、内閣総理大臣が表彰を行う、ものづくり日本大賞の第二回表彰を実施（2007年8月10日に20件45名、さらに同年12月17日に技能五輪国際大会金メダリスト18名を内閣総理大臣表彰）するとともに、各種の広報事業を行った。